# 論説

# ドイツ保険監督法における責任アクチュアリーの任務

# 出口 正義

#### 月次

- I はじめに
- Ⅱ 保険料および責任準備金の計算の際の法律上の原則の遵守の保証
  - 1 総説
  - (1) 保険料および責任準備金の意義
  - (2)「保証する」(sicherstellen) の意義
  - (3) 責任アクチュアリーの介入権限
  - (4) 責任アクチュアリーの単独責任
  - (5) 届出義務
  - 2. VAG11条の原則(生命保険における保険料の計算: 平等扱い)の遵守
  - (1) 総説
  - (2) 妥当な保険数理の仮定
  - (3) すべての義務履行可能性
  - (4) 十分な責任準備金の形成
  - (5) 保険料に起因しない資金の使用の禁止
  - (6) 平等扱いの原則
  - 3. 責任準備金令 (DeckRV) の原則の遵守
  - 4. 商法341f条の原則の遵守
- Ⅲ 企業の財務状態の吟味
  - 1. 義務の継続的履行可能性
  - 2. 支払余力(ソルベンシー・マージン)としての十分な資産の保有
- Ⅳ 保険数理の確認
  - 1. 保険数理の確認の意義
  - 2. 公認会計士の確認との関係
  - 3. 報告説明義務

#### 4. 通知義務

#### V 剰余配当の提案

- 1. 剰余配当の提案権
- 2. 妥当な剰余配当の基準
- (1) 当事者の合意
- (2) 保険契約者の正当な期待
- (3) 保険監督法上の原則
- VI おわりに

# Ι はじめに

責任アクチュアリーの任務は、ドイツ保険監督法(Versicherungsaufsichtsgesetz.以下、VAGという。)11a条3項の規定で定められている¹。それによれば、その基本的任務は次

- 1 保険監督法11a条の規定はつぎのようである。
  - 「11a条 生命保険における責任アクチュアリー
  - (1) すべての生命保険企業は、1人の責任アクチュアリーを選任しなければならない。責任アクチュアリーは、信頼性と専門性を有しなければならない。専門性は、保険数理の十分な知識と職務経験を有することが条件である。十分な職務経験は、原則として最低3年間の保険計理人の活動が証明される場合に認められる。
  - (2) 責任アクチュアリーの候補者は、選任前に、第1項に基づき信頼性と専門性の評価のために重要な事実を届け出て、監督庁に指名されなければならない。責任アクチュアリーの候補者が信頼性または専門性を有しないことを証明する事実があるときは、監督庁は、他の者の指名を要求することができる。選任後、その選任を妨げたであろう事態が判明するか、または責任アクチュアリーが本法に基づき負わされる任務を適法に遂行しないときは、監督庁は、他の責任アクチュアリーの選任を要求することができる。第2文および第3文の場合において、責任アクチュアリーの候補者または新たな責任アクチュアリーがまた条件を満たさないか若しくは新たな選任が行なわれない場合には、監督庁は、責任アクチュアリーを自ら選任できる。責任アクチュアリーの辞任は、遅滞なく監督庁に通知されなければならない。
  - (2a) 責任アクチュアリーは、監査役会の同意をもって選任または解任される。小保険組合 (53条) が監査役会を設けていない場合には、定款で最高機関が責任アクチュアリーを選 任する旨を定めていないかぎり、取締役会が選任する。
  - (3) 責任アクチュアリーは以下の任務を負う。
    1. 責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、第11条および第65条1項に基づき発布される法令並びに商法341f条の原則が遵守されることを保証しなければならない。その際に、責任アクチュアリーは、企業の財務状態、とくに保険契約から生ずる義務の持続的履行可能性が常に保証されるかどうか、およびソルベンシー・マージンの大きさにおいて十分な資産を有するかどうかを吟味しなければならない。

の三つである。第1は、保険料および責任準備金の計算が法律の規定(VAG11条、責任準備金令(Deckungsrückstellungsverordnung. 以下、DeckRV という。)、商法341f条)の原則と一致することを保証すること(VAG11a条3項1号1文)、第2は、貸借対照表により、責任準備金が法律の規定(商法341f条、DeckRV)に従って積立てられていることを確認すること(保険数理の確認)(同2号1文)、そして第3は、剰余配当付保険契約について取締役会に対し剰余配当の提案を行なうことである(同4号)。以下において、これらの各任務について具体的に考察する。

# Ⅱ 保険料および責任準備金の計算の際の法律上の原則の遵守の保証

### 1. 総説

#### (1) 保険料および責任準備金の意義

保険料は、保険契約により、保険契約者が保険者の給付の対価として一定期間支

- 2. 責任アクチュアリーは、小保険組合(53条1項1文)の場合を除き、貸借対照表により、責任準備金が商法341f条並びに第65条1項に基づき発布される法令に従って積み立てられていることを確認しなければならない(保険数理の確認)。監査に関する商法341k条はこれにより影響を受けない。責任アクチュアリーは、企業の取締役会に対する報告において、どのような計算原則およびその他の仮定が確認の根拠とされているかについて説明しなければならない。
- 3. 責任アクチュアリーがその任務の遂行にあたり第2号に従った確認ができないかまたは限定的にしかできない場合には、責任アクチュアリーは、その旨を取締役会に対し、および取締役会が異議を遅滞なく除去しないときは直ちに監督庁に対し知らせなければならない。責任アクチュアリーがその職務の遂行にあたり企業の存立を危うくするかまたはその発展を著しく損なう事実を確認したときは、遅滞なく取締役会および監督庁に知らせなければならない。
- 4. 責任アクチュアリーは、剰余配当権付保険契約について、取締役会に対し妥当な剰余配当を提案しなければならない。
- (4) 企業の取締役会は以下の義務を負う。
  - 1. 第3項に基づくその任務の適法な遂行のために必要なすべての情報を責任アクチュアリーに入手させる義務および、
  - 2. 第3項2号に基づく保険数理の確認に関する説明報告書を監督庁に提出する義務。
- (5) 死亡共済組合については、第3項1号1文および第2号2文並びに第4項2号は適用されない。第3項1号2文による吟味義務はこの場合にも適用される。第3項2号1文は、小保険組合(53条1項1文)の場合を除き、そこで指示された確認箇所において、責任準備金が認可を受けた基礎書類に従って積立てられている旨の確認(保険数理の確認)がなされることを条件に、適用される。
- (6) 大蔵省は、法令により、保険数理の確認の文面および第3項2号および第5項による 説明報告書の内容および範囲並びに提出期限に関する細目を定める権限を有する。権限 は、法令により連邦行政庁に移譲できる。連邦行政庁は、州監督庁と協議して指示をだ すことができる。

払わなければならない価額である。保険経済と他の経済領域との決定的な違いは、保険契約ないし付保リスクの算定のための基本要素が、計算の時点で不確かである点にある。保険事故が発生するか、いつ発生するか、それにより保険者に支払いが生ずるのか、いつ生ずるのかが分からない。したがって、保険企業は、予測される支払義務の時点ないし支払規模を厳密に査定できないのが通例である。保険企業は、たとえば投資収益等の他の源資からの融通も可能でないわけではないが、すべての企業活動の基礎は常に保険契約者の支払う保険料であり、この保険料が投資を可能とし追加的収入源が確保されることになる。保険事業が最終的に採算がとれるかどうかは、常に保険料が十分な大きさで見積もられているかどうかにかかっている。したがって、保険料の計算につき責任を負う責任アクチュアリーの任務が、保険企業の中核を担うものであることは明らかである。

また責任準備金も、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるためのものとして、保険制度において重要な役割を果たす。ドイツでは、責任準備金は基本的に商法341f条で規制されているが、VAG11a条3項においてこの規定が強調され、責任アクチュアリーの任務の中心に置かれている。その理由として、責任準備金の中には、特別の基本的かつ長期の債務、とりわけ保険料の貯蓄部分と配当されるべき剰余部分が含まれており、これが持分所有者でなく、保険契約者により拠出される限りで他人資本の性格を有するものだからであることが指摘されている²。責任準備金額は生命保険企業の貸借対照表の負債の部で最も重要な項目とされ、これに基づいて責任準備金資産(Deckungsstock)の範囲が定められる(VAG66条1a項)ことからも重要な意義を有する。この責任準備金資産は他の財産から分別管理される資産であり(VAG66条5項)、特別の態様で投資され(同54条)、その資産への干渉はきわめて制限的である(同77条、77a条)。また責任準備金資産は、責任準備金資産監査人(Deckungsstock-Treuhänder)によっても監視される(VAG70条)。破産の場合には、責任準備金資産からの弁済については、保険契約に基づく権利のある者の債権がすべての債権者の債権に優先する(VAG77a条1項)。

# (2) 「保証する」(sicherstellen) の意義

責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、VAG11条、DeckRV ならびに商法341f条の原則が遵守されることを保証しなければならない (VAG11a 条 3 項 1 号 1 文)。

<sup>2</sup> Schroer, Der Verantowortliche Aktuar in der Lebensversicherung, 2000, S. 87-88.

ここでいわれる「保証する」の意義は、責任アクチュアリーは、保険料の計算にあたり、最初から予防的に関与し、適切な料率の設定に配慮しなければならないということである $^3$ 。また「保証する」ということは、責任アクチュアリーによる保険企業の不断の監視も意味しており、責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算を常時監視し、取締役会が法律上の原則を無視するおそれがあるときは、適時に介入しなければならないといわれている $^4$ 。したがって、責任アクチュアリーは、保険企業の営業政策の監視とともに、会計監査人とは異なり、たとえば保険料の計算が「妥当な保険数理の仮定」(VAG11条 1 項)に拠らないで行なわれた保険商品の販売に対し事後に異議を唱えるのではなく、最初から事前にそれを阻止するために具体的な業務執行に介入しなければならないといわれている $^5$ 。

# (3) 責任アクチュアリーの介入権限

責任アクチュアリーは、保険数理の確認の拒絶または限定によって業務執行に影響を及ぼすことができる(VAG11a条3項3号1文)。また、責任アクチュアリーは、取締役会がその異議を遅滞なく是正ないし除去しないときは、監督庁にその旨を知らせる権限を有し義務を負っている(VAG11a条3項3号1文)。したがって、責任アクチュアリーは、責任準備金の積立てが十分でない場合に、自らそれを阻止すべく直接介入する権限はなく、保険数理の確認の拒絶または限定により指摘された異議を取締役会が是正しない場合に、その旨を監督庁に通知し、監督庁による欠陥監督(VAG81条以下)の行使を通じて、間接に業務執行に介入できるにすぎないと解されている。

保険数理の確認は十分な責任準備金の積立ての証明だけと関係するものであることから(VAG11a条 3 項 2 号 1 文参照)、責任アクチュアリーは、保険料の計算それ自体について保険数理の確認の拒絶または限定によりその異議を唱えることはできないと解されている $^7$ 。もっとも、説明報告書(VAG11a条 3 項 2 号 3 文)の中で、保険料の計算が十分でないことを指摘することはできると解されている $^8$ 。この説明報告書も原則として十分な責任準備金の積み立てだけに関連するものである

<sup>3</sup> Brömmelmeyer, Der Verantwortliche Aktuar in der Lebensversicherung, 2000, S. 163.

<sup>4</sup> Brömmelmever, 注 (3) S. 162.

<sup>5</sup> Brömmelmeyer, 注(3)S. 163.

<sup>6</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 164.

<sup>7</sup> Brömmelmeyer, 注(3)S. 164.

<sup>8</sup> Brömmelmever, 注(3) S. 164.

が、責任準備金が計算上当該保険契約の保険料だけで完全にまかなうことができないかぎり、不十分な保険料計算から生じる差額(Differenzbetrage)は区別して記載・説明されなければならないこととされている(Aktuar V 6条7項)。したがって、責任アクチュアリーは、説明報告書において、保険料の計算が十分でないことおよび保険料の支払に帰因しない資金がその差額を補填するために計画的かつ持続的に投入されていること(VAG11条1項違反)を指摘する権限を有し義務を負うと解されている $^{10}$ 。

これに関連して、以前は、責任アクチュアリーが、説明報告書外でもまた不十分な保険料計算について監督庁に知らせることができるかが問題とされていた。VAG11a条3項3号の通知義務は、保険数理の確認、すなわち十分な責任準備金の積立ての評価だけと関係するものであることを強調・重視すれば否定的に解されることになる。

#### 第6条 説明報告書

- (1) 責任アクチュアリーは、説明報告書において、リスク等級における保有契約の区分が、 どの程度保険数理の承認された規準に従って行なわれているかを述べなければならなく、 とくにその際に保険技術上のリスクおよび投資リスクがどの程度考慮されているかを述 べなければならない。行われた区分が根拠づけられるべきである。その際に、前年度の 区分との違いもまた示されるべきである。
- (2) 責任準備金が次に掲げる基準に従い計算されているかどうかが説明されるべきである。 1 将来決または過去決に従い、
  - 2. 手数料を含む保険事業の経営のための将来の費用の明示または黙示の考慮をもって、
  - 3. 個々の契約または統計的近似方式によっているか。つまり使用された統計的近似方式が説明されるべきである。
- (3) 責任準備金の計算にあたり使用された確率表、予定利率、チルメル率および保険事業の経営のための将来の費用(手数料を含む)に関する明示の経費率が説明されるべきである。黙示の計算による場合でも、保険事業の経営のための費用(手数料を含む)が説明されるべきである。
- (4) 次のことが説明されるべきである。
  - 1. 契約または法律で保証された解約返戻金、払込済給付および保険契約者が権利を有する剰余配当を含むすべての給付が、慎重の原則(Vorsichtsprinzip)に従い考慮されていること、その際にこれらの権利が個人的または集団的な観察方法に基づいているかどうかが説明されるべきである、
  - 2. 場合によっては、使用された過去法が、十分慎重な将来法の算式を根拠とする責任 準備金よりも小さな責任準備金とはならないこと、
  - 3. 責任準備金の計算にあたり使用された計算根拠が妥当な安全割増を含むこと、
  - 4. 慎重の原則が、責任準備金の補てんのために招致された資産の評価にあたっても用いられていること、
  - 5. 責任準備金が、常に、最低でも、その時々の契約または法律により保証された解約 返戻金と同様の大きさであること、これは払込済保険給付について準用される。

<sup>9</sup> AktuarV は、Verordnung uber die versicherungsmathematische Bestatigung und Erlauterungsbericht des Verantwortlichen Aktuars の略称である。第 6 条「説明報告書」は次のように定めている。

これに対し、有効な保険監督のために、責任アクチュアリーは、VAGIla条3項3号の定める手続きの範囲においてのみならず、保険契約の持続的履行可能性または企業の支払能力が危うくされる場合には、常に監督庁に知らせることができると解する見解が有力に主張されていた<sup>11</sup>。2004年の改正により、VAGIla条3項3号の規定に、この有力な見解に従う内容の定めが追加されたため、この問題は今日立法による解決を見ている。この規定によれば、責任アクチュアリーは、その職務の遂行にあたり、企業の存立を危うくするかまたはその発展を著しく損なう事実を確認したときは、遅滞なく取締役会および監督庁に知らせなければならないこととされている。保険料の計算が十分でないという事情が企業の存立を危うくしまたはその発展を著しく損なうほど重大なものであれば、当然この規定による通知義務が生ずるであろうが、それが必ずしも重大でなく軽微なものであるときは、通知しないからといって義務違反を問われることはないであろう。重大かどうかの解釈が具体的な局面で問題となる。

#### (4) 責任アクチュアリーの単独責任

保険料および責任準備金の確認については、責任アクチュアリーの単独責任と解されている。旧65条 2 項の規定では、責任準備金の妥当な計算については明文で取締役会の責任とされていたが、VAG11a条 3 項 2 号においてこの旧規定が継受されていないからであるといわれている $^{12}$ 。

- さらに、使用された計算根拠に含まれた安全割増の将来の動向に関する評価が説明されかつ根拠づけられるべきである。
- (5) 第2項ないし第4項により必要な説明および記述は、リスク等級ごとに区別して作成されるべきである。
- (6) 経費の補填のためまたは保険契約者が行使できるオプション権により生じるおそれのある損失のために、または個別化できない変動リスクのために、準備金が追加して形成されるかぎり、これが区別して説明されるべきである。
- (7) 責任準備金が当該契約の保険料から完全に調達できないかぎり、責任準備金の充足のために必要な金額が区別して記述され、かつ、説明されるべきである。商法341f条2項による責任準備金の増加についても同様である。
- (8) VAG11c 条および VAG 第 3 施行法 /EWG 第16条 2 項 2 文の意味における旧契約については、第 1 項ないし第 4 項 1 文および第 5 項ないし第 7 項により必要な説明、記述および注釈に替えて、基準となる枠組みを記載して監督庁の認可を受けた基礎書類への言及で足りる。
- (9) VAG156a 条 3 項 5 文により確認がなされた退職年金基金については、第 1 項ないし第 7 項により必要な説明、記述および注釈が監督庁の認可を受けた基礎書類から明らかとなるかぎり、基準となる枠組みを記載してこれに言及することができる。第 4 項 2 文はこれにより影響を受けない。
- 10 Brömmelmeyer, 注 (3) S. 164-165.
- 11 Brömmelmeyer, 注 (3) S. 164.
- 12 Schroer, 注 (2) S. 86.

# (5) 届出義務

保険企業は、生命保険の事業認可付与後、および保険料返還付傷害保険の事業開始 後直接、使用された計算根拠を含む保険料および責任準備金の計算原則、数理の公式、 計算上の由来(Herleitung)および統計上の証拠を同封して、監督庁に届けなければな らないこととされている(VAG11d条6号)。

#### 2. VAG11条の原則の遵守

# (1) 総説

VAG11条の規定によれば、生命保険における保険料は「妥当な保険数理の仮定」 (angemessene versicherungsmathematischer Annahmen) を根拠として計算されなければならなく、かつ、保険企業がそのすべての義務を履行できる大きさ、とくに各契約ごとに十分な責任準備金の積立てができる大きさでなければならないこととされている(1項1文)。また、その際に、保険企業の財務状態を考慮できるが、保険料の支払いに帰因しない資金を計画的・持続的に投入することは禁じられている(1項2文)。さらに、同一の条件があるときは、保険料および給付は同一の原則に従って算定されなければならないとされている(平等扱いの原則)(2項)。

とくに上記1項1文は、いわば生命保険における保険料計算の基本法 (Grundgesetz)を公式化したものであるといわれている<sup>13</sup>。また、このVAG11条が定める義務は、第一次的には保険企業が負うのであって、責任アクチュアリーは、この企業の義務が守られていることを保証すべく監視する義務を負うことになる(VAG11条3項1号1文)。以上によれば、責任アクチュアリーがVAG11条の原則の遵守を保証するということは、要するに、具体的には、第一に、保険料の計算が妥当な保険数理の仮定を根拠としていること、第二に、保険料がすべての義務履行可能性、とくに十分な責任準備金の積立てができる大きさであること、そして第三に、平等扱いの原則が守られていることを保証しなければならないということである<sup>14</sup>。

#### (2) 妥当な保険数理の仮定

妥当な保険数理の仮定という概念は不確定なものであり、その解釈はまずは数学の専門家の判断にまかされるが、責任アクチュアリーは、ドイツアクチュアリー会 (Deutsche Aktuarvereinigung. 以下、DAVという。) が作成した一般に承認された原

<sup>13</sup> Schroer. 注(2) S. 89.

<sup>14</sup> Prölss, VAG 12. Aufl., 2005, §11a Rdnr, 22.

則が使用されるかぎり「妥当」と判断するのが通例といわれている15。これに対し、 たとえば新商品の開発にあたり一般に承認された原則がないような場合には、その妥 当性をめぐって責任アクチュアリーと監督庁との間で見解の違いが生じうる。監督法 上計算根拠を決定できるのは責任アクチュアリーであって、監督庁ではない。第3 EG保険指令は、監督庁による料率および約款の予防的・事前的監督を禁止することに よって、いわば攻略不能の閂(かんぬき)を命じたのであるから、監督庁は、独自の 拘束力のある一定の仮定を決定する権限はないと解されている16。むしろ、立法者 は、イギリスのアポインテッド・アクチュアリーを模範として、DAV の影響力を期 待したことから、責任アクチュアリーの使用する仮定の根拠が DAV の後援を得ら れれば、責任アクチュアリーは、その根拠を監督庁に対しおよび裁判所において主 張できるといわれている<sup>17</sup>。ただし、ドイツでは、アポインテッド・アクチュア リーと異なり、責任アクチュアリーの資格が DAV の会員資格を条件としていなく、 それゆえ責任アクチュアリーが当然には DAV の職能原則に拘束されない現状では、 それに従うかどうかは責任アクチュアリーの自由であるといわれている<sup>18</sup>。また監督 庁も、保険数理の仮定の妥当性については DAV の見解が唯一かつ最終の拘束力ある 原則であると表明することはできないと解されている¹º。しかし、DAV の見解は保険 数理の根拠の品質の重要な徴ひょうであることから、責任アクチュアリーがこれに対 抗するには十分な根拠がなければならないともいわれている20。結局、監督庁といえ ども、責任アクチュアリーの保険数理の根拠が DAV の後援が得られるものであるか ぎり、それに従うしかなく、この衝突を理由に、たとえば責任アクチュアリーの解任 を要求するような場合には、最終的に、保険数理の仮定の根拠の妥当性について裁判 所で吟味・決定されることにならざるをえないといわれている<sup>21</sup>。

#### (3) すべての義務の履行可能性

責任アクチュアリーは、保険料が保険企業のすべての義務を履行できる大きさで、とくに十分な責任準備金の形成を可能とする大きさであることを保証しなければならない。このすべての義務履行可能性という原則は、保険料の最低額の保証に

<sup>15</sup> Schroer, 注 (2) S. 90.

<sup>16</sup> Schroer, 注(2) S. 92.

<sup>17</sup> Schroer, 注 (2) S. 93.

<sup>18</sup> Schroer, 注 (2) S. 94.

<sup>19</sup> Schroer, 注 (2) S. 94.

<sup>20</sup> Schroer, 注 (2) S. 94.

<sup>21</sup> Schroer, 注 (2) S. 94.

寄与するものであり、過大な保険料は競争により阻止されるが、過少な保険料は阻止されないことから、このような規制が必要であるといわれている $^{22}$ 。このすべての義務履行可能性は、対外的には取締役会の単独責任であり、責任アクチュアリーの保険数理の確認には含まれないが(VAG11a条 3 項 2 号 1 文参照)、当該企業および監督庁に対しては、責任アクチュアリーもまたこの責任を負っているものと解されている $^{23}$ 。

また、責任アクチュアリーは、各保険契約について保険企業の義務を確認するにあたり、契約、基礎書類または法律で定められたすべての条件を顧慮するとともに、とくに保証された解約返戻金を含むすべての給付、保険契約者の剰余配当、保険契約者が有するすべてのオプション(例、無診査で保険金額の増加を求める権利等)および手数料を含むすべての費用を考慮しなければならない。それゆえ、保険料の計算は、すべての義務履行可能性を顧慮して、各保険契約の履行が実際上も確実であることが必要であり、契約で約束された給付を履行する資金が計算上十分であるというだけでは不十分であるということになる<sup>24</sup>。

さらに、責任アクチュアリーは、抽象的な保険数理の原則を顧慮するだけではなおすべての義務履行可能性を包括的に正当に評価したことにはならなく、保険企業の経営の基本条件(Rahmenbedingung)全体をも顧慮する必要があるといわれている。すなわち、保険料の計算は、契約内容を超えたより包括的な企業経営上の規準にもまた準拠するものでなければならなく、たとえば投資またはリスクの領域における誤った予測の修正ないし補正が必要である。このことは、立法者が、責任アクチュアリーに対し、すべての義務の履行可能性の顧慮において、保険料および責任準備金の計算にあたり、常に企業の財務状態も同時に吟味すべく明文で指示していることからも明らかであるといわれている。

# (4) 十分な責任準備金の形成

VAG11条1項の原則によれば、保険料の大きさは十分な責任準備金の形成を可能とするものでなければならない。したがって、責任アクチュアリーは、責任準備金それ自体を計算するだけでなく、その妥当性をも保証しなければならない。これ

<sup>22</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 176: Schroer, 注 (2) S. 95.

<sup>23</sup> Schroer, 注 (2) S. 95.

<sup>24</sup> Schroer, 注 (2) S. 96.

<sup>25</sup> Schroer, 注(2) S. 96.

<sup>26</sup> Schroer, 注 (2) S. 96.

らはいずれも責任アクチュアリーの単独責任であると解されている27。

責任アクチュアリーが保険料の計算にあたり十分な責任準備金の形成の可能性の保証を怠るときは、一般的欠陥(VAG81条2項2文)となり、これを理由に、監督庁は、保険企業に対し、企業の財産の自由な処分を制限ないし完全に禁止することができる(VAG81b条2項2文・4項参照)と解されている28。

#### (5) 保険料に帰因しない資金の使用の禁止

責任アクチュアリーは、上記のように、保険料の計算にあたり企業の財務状態を顧慮できるが、保険料と関係のない資金が計画的・持続的に使用されてはならないことに留意しなければならない(VAG11条1項2文)。この原則によれば、保険料の計算は、具体的な保険料の大きさがすべての義務履行可能性と十分な責任準備金の形成という目標達成のために十分であることを保証できるものでなければならないことになる<sup>29</sup>。すなわち、保険料が持続的に他の源資によって補填されてはならないということである。自己資金や剰余から補填されることになれば、企業の継続的支払能力が危うくされ、他の保険契約により得られた剰余が奪われることになるからである<sup>30</sup>。

# (6) 平等扱いの原則

生命保険においては、同一の条件がある場合には、保険料および給付は、同一の原則に従って計算されなければならない(VAG11条2項)。したがって、責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、平等扱い原則が遵守されることを保証すべく監視しなければならない。この原則は剰余配当にも及ぶと解されている³¹。

平等扱い原則の趣旨は、一方で生命保険契約が長期間締結され、その解約がほとんど損失をもたらすこと、他方で生命保険は国民の老齢保障に必須の要素であるとの考慮にあるといわれている<sup>32</sup>。この原則の内容についてなお法律学の観点から議論の余地があるが、いずれにせよある契約者の犠牲で他の契約者の改善は阻止される必要があり、保険企業もまた、個々の保険契約者または仲介人からの圧力によって保険料または給付について特別の利益を与えざるを得なくなることから保護され

<sup>27</sup> Schroer, 注 (2) S. 97.

<sup>28</sup> Schroer, 注 (2) S. 97.

<sup>29</sup> Schroer, 注 (2) S. 97.

<sup>30</sup> Schroer, 注 (2) S. 98.

<sup>31</sup> Schroer, 注 (2) S. 99.

<sup>32</sup> Schroer, 注 (2) S. 99.

なければならないといわれている<sup>33</sup>。

# 3. 責任準備金令 (DeckRV) の原則の遵守

責任アクチュアリーは、責任準備金の計算が、VAG65条に基づいて発布される 法令の原則と合致していることを保証しなければならない(VAG11a条3項1号1 文)。

VAG65条1項によれば、連邦財務大臣は、責任準備金の計算について、法令により、予定利率の最高値(1号)、チルメル化の最高額(2号)および保険数理の計算根拠(3号)を定めることができることとされている。これに関連する重要な法令は「責任準備金の計算根拠に関する命令」(Verordnung über Rechnungsgrundlagen für die Deckungsrückstellungen. 以下、DeckRV という。)である。

責任アクチュアリーは、DeckRV2条において責任準備金に関し定められた最高利率2.75%が根拠とされるべきかまたはそれよりも低い利率が選択されるべきでないかどうかを吟味し、またチルメル割合がすべての保険料の100分の40を超えてはならないという制限のもとで、いわゆるチルメル化(DeckRV4条)、それゆえ初回保険料と新契約費との相殺を考慮しなければならない。さらに、責任アクチュアリーは、DeckRV5条1項により、保険数理の方式に従い行われる責任準備金の計算にあたり、十分な安全割増の観点から、基礎とされる統計から得られたデータの変更および変動に作用しうるすべての事情の重要さの度合いを判定しなければならない。

#### 4. 商法341f条の原則の遵守

責任アクチュアリーは、商法341f条の原則が遵守されることを保証しなければならない。この規定によれば、責任準備金の積み立て方式は「将来法」(prospektiven Methode)によることとされている(341f条1項1文)。この原則に従えば、責任準備金は、保険契約から生ずる将来の義務の期待値の現価から将来の保険料の期待値の現価の差額であるということになる<sup>34</sup>。この将来の義務および保険料の値の確認が困難なときは、例外的に「過去法」(retrospektive Methode)、すなわち前営業年度の収入と支出に基づいて行うものとされている(商法341f条1項2文)。たとえば、変額保険(fondsgebundenen Lebensversicherung)の場合、保険者の将来の義務の現価が

<sup>33</sup> Schroer, 注(2) S. 100.

<sup>34</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 192.

ファンドの展開にかかることから現価の確認ができないため、「将来法」が適用できなく、「過去法」により計算せざるを得ないといわれている<sup>35</sup>。

また責任アクチュアリーは、責任準備金の形成にあたり、保険契約者に約束した利率義務(Zinssatzverpflichtungen)についても、企業の収益がその義務の補填に十分でないかぎりで顧慮しなければならない(商法341f条2項)。この規制の趣旨は、利率義務は、「約束は守られなければならない」(pacta sunt servanda)という原則に従い、実際に得られたかまたは期待される収益とは関係なく、守られなければならないということにある $^{36}$ 。したがって、責任アクチュアリーは、契約の継続的履行可能性を将来に亘って保証するために、責任準備金利率(Reservezins)が実際に期待される企業の投資収益よりも大きいときは、常に責任準備金を大きいほうに適合させなければならないといわれている $^{37}$ 。

# Ⅲ 企業の財務状態の吟味

責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、企業の財務状態、とくに保険契約の継続的履行可能性がいつでも保証されることおよび企業が支払余力(ソルベンシー・マージン)の大きさにおいて十分な資産を有することを吟味しなければならない(VAG11a条3項1号2文)。

# 1. 義務の継続的履行可能性

前述のように( $\Pi$ 2(3)参照)、責任アクチュアリーはすでに VAG11条1項の定める保険料および責任準備金の計算に関する基本法において義務の継続的履行可能性を義務づけられているが、VAG11a条3項1号2文では企業の財務状態の吟味がさらに加わる点で異なる。つまり、義務の継続的履行可能性を顧慮した保険料および責任準備金の計算が、保険契約にとどまらず、企業と関連づけて行われなければならないということである。換言すれば、責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、各保険契約の履行可能性だけでなく、さらに企業の支払い能力も包括してその可能性を吟味する必要があり、それゆえその計算評価が将来

<sup>35</sup> Brömmelmeyer, 注(3) S. 192.

<sup>36</sup> Brömmelmeyer, 注(3) S. 192.

<sup>37</sup> Brömmelmever, 注 (3) S. 193.

企業に対しどのような影響を及ぼすかについて顧慮しなければならないということ である38。企業の財務状態の吟味は、貸借対照表の負債の部にとどまらず、資産の 部にも及び、したがって、責任アクチュアリーは、負債の部における責任準備金の 形式上の資金裏づけの確認だけでなく、資産の部で説明される財産価値の評価、す なわち企業の資産に関する包括的概観を得る必要があると解されている<sup>30</sup>。これに より、責任アクチュアリーは、投資政策という最もやっかいで困難な問題と関わる ことになるといわれている<sup>40</sup>。とくに、責任アクチュアリーは、AktuarV 6条4項 4号により、取締役会に提出する説明報告書(VAG11a条3項2号2文)の中でそ の根拠とした評価原則を説明しなければならないと定められていることから(上記 Ⅱ1(3) 参照)、資産の部において責任準備金の補填のために招致された資産を評 価する義務が生ずる。この評価により、責任アクチュアリーは、一般的な慎重の原 則(Vorsichtsprinzip)、たとえば貸借対照表上の低価法(Niederstwertprinzip)の方式 に基づいて十分顧慮されていることを保証しなければならない4。責任準備金の過 少補填は監督庁の欠陥介入措置のきっかけとなることから(VAG81条2項)、責任 アクチュアリーは、企業の総資産の自由な処分が制限または完全に禁止されるおそ れがあることに十分留意しなければならないといわれている<sup>42</sup>。したがって、責任 アクチュアリーが保険料および責任準備金の計算にあたり企業の財務状態を吟味し うるためには、企業の現実の財産状態につきいつでも情報を提供されることが必要 であり、とりわけ投資財産の公正とそれが有する価値に関する情報を得ることがで きなければならないといわれる⁴。責任アクチュアリーは、とくに投資を決定する 部門からの情報提供により、投資領域における不健全な展開を阻止することができ ることになる<sup>4</sup>。ただし、これによって責任アクチュアリーは、企業の財産状態や 拘束財産の投資原則(VAG54条、Anl V)の遵守について責任を負うものでなく、 その評価にあたり相応の確認をするだけでよいと解されている45。この責任は取締 役会にあるが、これに関してはさらに会計監査人(商法341k条)および責任準備

<sup>38</sup> Schroer, 注 (2) S. 110.

<sup>39</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 60.

<sup>40</sup> Prlss, VAG 11.Aufl., 1997, §11a Rdnr. 14.

<sup>41</sup> Schroer. 注(2) S. 110.

<sup>42</sup> Schroer, 注 (2) S. 111.

<sup>43</sup> Prölss, VAG 12. Aufl., 2005, §11a Rdnr. 24; Schroer, 注 (2) S. 111.

<sup>44</sup> Schroer. 注 (2) S. 111.

<sup>45</sup> Prölss, 注 (43) §11a Rdnr. 24: Brömmelmever. 注 (3) S. 60.

金資産監査人 (VAG70条) の責任も認められる。つまり、責任準備金資産が形成されかつ保証される責任は、責任準備金資産管理人の単独責任であり<sup>46</sup>、その確認 (商法322条) および監査報告 (同321条) については、会計監査人の責任である。ただ責任アクチュアリーには責任がないとはいっても、その評価の確認に誤りがある場合には、専門職業人としての信頼性を著しく失うというリスクは覚悟しなければならないといわれている<sup>47</sup>。

#### 2. 支払余力(ソルベンシー・マージン)としての十分な資産の保有

責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算にあたり、企業が支払余力の大きさにおいて十分な資産を有するかどうかを吟味しなければならない(VAG11a 条 3 項 1 号 2 文)。VAG53c 条 1 項によれば、保険企業は、契約の継続的履行可能性の保証のために、事業規模に応じて測定される支払余力の大きさにおいて常に負担のない自由な自己資産を保有することを義務づけられる。支払余力は法律で定められた保険企業の安全資本(Sicherheitskapital)の最低限を表し、資本装備令(Kapitalausstattungsverordnung)において詳細に定められている。この安全資本は、実際の費用と予測値との差額を補填するために必要とされている。つまり、契約締結時は保険事業の経過が見通せないため、この種の費用は保険数理の努力をもってしても確実に排除できなく、たとえば保険事業の経過において予期しない不都合な事態(従前知られていなかった病気、AIDSの発生等)が生じたため、慎重に見積もられた危険保険料が突如不十分となるような場合であるといわれている。保険技術上のリスクと並んで生じうるあらゆる要因、たとえば投資条件、費用領域または社会的・政治的環境における将来の展開、さらには経営の失敗もほとんど予測できないリスク要因である。

責任アクチュアリーは、支払余力の正確な計算だけでなく、保険企業が支払余力の大きさで十分な資産を有することも吟味・確認する必要がある<sup>50</sup>。この吟味にあたり年度決算書によることができるが、VAG53c条3項によれば、自己資金として考慮できるのは、払込済基本資本(株式会社の場合)ないし払込済基金(相互会社

<sup>46</sup> Brößmmelmever, 注 (3) S. 60.

<sup>47</sup> Schroer, 注 (2) S. 112.

<sup>48</sup> Schroer, 注 (2) S. 111.

<sup>49</sup> Schroer, 注 (2) S. 111.

<sup>50</sup> Schroer, 注 (2) S. 112.

の場合)、資本準備金および利益準備金ならびに繰越利益金(Gewinnvortrag)、一定の条件を満たす享益権資本(Genußrechtskapital)、劣後債権および監督庁の同意を得た秘密準備金などが考慮される<sup>51</sup>。したがって、責任アクチュアリーには、貸借対照表に関連する法令の十分な知識、とりわけ計算および評価に関する規定の知識が要求されることになる。支払余力の吟味に当たり、この知識を活用して年度決算書の妥当性につき、自己の責任でかつ会計監査人の職務とは関係なく独自に行わなければならなく、会計監査人の年度決算書監査があることを理由にその責任を免れることはできないといわれている<sup>52</sup>。

さらに、責任アクチュアリーは、定期に決算報告を行なう会計監査人と異なり、保険料および責任準備金の的確な計算が任務であることから、経営の推移を常時 (permanent) 観察し、事情によっては、一定の企業データを独自に調査しなければならないといわれる<sup>53</sup>。この任務の持続的性格は、VAG11a条3項1号2文の規定が「継続的履行可能性がいつでも保証されるかどうか」を吟味しなければならないと定めていることからも明らかである。したがって、責任アクチュアリーは、直接保険料の計算にあたり、それが実際に現在の支払能力を正当に評価するものであることを確認しなければならない。責任アクチュアリーは、この点においても企業経営上の会計制度と直接関わらざるを得なく、この領域でも必要な知識が要求されることになるといわれている<sup>54</sup>。

一般に、安全資金の財務問題は、基本的かつ戦略的リスク政策の経営判断として 企業の業務執行の範疇に属するとしても、上記のように、責任アクチュアリーはそ のための重要な準備作業を行なう責任を負わされている。その特別な任務は、保険 料の計算にあたり、企業が法律の定める支払能力要件をいつでも充足していること を保証することである。これが適切に行なわれないときは、責任アクチュアリー

<sup>51</sup> Schroer. 注 (2) S. 113.

<sup>52</sup> Schroer, 注 (2) S. 114.

<sup>53</sup> Schroer, 注 (2) S. 115.

<sup>54</sup> Schroer, 注 (2) S. 115.

<sup>55</sup> VAG81b 条は次のように定める。

第81b条 支払能力計画;資金調達計画;[健全化計画]

<sup>(1)</sup> 保険企業の自己資金が支払余力基準を下回るかまたは下回るおそれがあるときは、企業は、監督庁の要求により、健全な財務状態の回復のための計画(支払能力計画)を提出して認可を受けなければならない。財務状態がさらに悪化するおそれがあるときは、監督庁は、第81条2項に基づいて認められる措置とは別に、企業の財産の自由な処分を制限または禁止することができる。

は、保険企業を VAG81条 2 項、とくに81b 条55に基づく監督庁による制裁の危険に さらすことになる。

責任アクチュアリーの職務もまた、監督庁の直接の監督に服するのはもちろんである。保険企業は新たなまたは変更された計算原則を遅滞なく監督庁に届け出なければならない(VAG83d条6項)。責任アクチュアリーに対する監督はこの届出義務を通じて行なわれることになる。監督庁は、保険料および責任準備金の計算が明らかに不十分であり、それにより保険契約者の利益が害されるおそれがあるかぎり、VAG81条2項に基づく一般的な欠陥監督の範囲で、企業に対し適切な措置を

- (2) 保険企業の自己資金が保証基金(Garantiefonds)を下回るかまたは必要な規模においてこれを上回るものと評価できないときは、企業は、監督庁の要求により、必要な自己資金の短期の調達計画(資金調達計画)を提出して認可を受けなければならない。さらに、監督庁は、VAG81条2項に基づいて認められる措置とは別に、企業の財産の自由な処分を制限または禁止することができる。
- (2a) 第1項および2項の条件が存しなく、かつ、事実が、保険に基づく義務の履行可能性が害されることを推認させるときは、企業は、監督庁の要求により、財務状態の改善のための計画(財務健全化計画)を提出しなければならない。計画においては、企業がどのようにして近い将来に支払能力要求の充足を保証しようとするのかが特記されなければならない。健全化計画は、少なくとも、以下の点と関連して、直近3事業年度に関する記載が内容とされなければならない。
  - 1. 営業費用の評価、とくに経常的な一般的支出および手数料;
  - 2. 元受保険取引並びに再保険取引に関する収益および費用の明細;
  - 3. 貸借対照表予測 (Bilanzprognose);
  - 4 保険債務および要求される支払余力が補填されるべき自己資金の評価;
  - 5 再保险政策全体。

その他の記載を要求する監督庁の権利は、これにより影響を受けない。健全化計画の吟味が、企業の財務状態の悪化のため保険契約者の権利が危うくされることを明らかにするときは、監督庁は、企業による近い将来の支払能力要求の充足を保証とするために、第53c条2項により発布された命令に基づき要求されるよりも大きな額の自己資金が調達されることを要求できる。提出された財務の健全化計画が、要求される大きな支払余力の決定のための根拠となる。

- (2b) 保険契約者の利益を守るために、監督庁は、とりわけその市場価額が直近事業年度 末以降著しく変動している場合には、自己資金として考慮されるすべての構成要素の 価額を引き下げるように要求することができる。
- (2c) 再保険契約の種類または品質が直近の事業年度以降著しく変更されているかまたは 再保険契約の範囲においていかなるリスクの移転もないかまたはリスクの移転が取る に足りないものであるにすぎないときは、監督庁は、この事態を適切に考慮するため に、第53c条2項による命令に従い定められた再保険を理由とする支払余力の低下を制 限することができる。
- (3) 財産投資が保険企業の支払能力を危うくするときは、監督庁は、財産投資が拘束財産に属しない場合であっても、命令を出すことができる。
- (4) 保険企業が、十分な保険契約準備金を形成していなく、その保険契約準備金が十分に 補填されていなくまたは監督庁の認可がないのに、所在に関する第54条3項に基づく法 令による所在に関する要求に相違している場合には、第2項2文が準用される。

とることができる。この場合には、責任アクチュアリーの信頼性または専門性における適格性が疑われ、監督庁が VAGlla 条 2 項 3 文の規定に基づいて、他の者の選任を要求することにもなりかねないのである。

# Ⅳ 保険数理の確認

### 1. 意義

責任アクチュアリーは、小保険組合(kleiner Verein)(VAG53条 1 項 1 文)の場合を除き、貸借対照表により、責任準備金が商法341f条ならびに VAG65条 1 項に基づき発布される法令にしたがって形成されていることを確認しなければならない(VAG11a条 3 項 2 号 1 文)。監督法は、この責任アクチュアリーの証明する確認を「保険数理の確認」と呼んでいる50。責任アクチュアリーは、保険数理の確認により、責任準備金の計算の正確性だけでなく、その妥当性(Angemessenheit)もまた保証することになる。この責任準備金に関連する規程の遵守については、責任アクチュアリーの単独責任である。

保険数理の確認は、旧VAG65条2項の定めていた「委託された専門家」(beauftragten Sachverständien)による確認と混同すべきでないといわれている。すなわち、旧法の下では、生命、医療または傷害保険企業における責任準備金の計算を委託された専門家は、貸借対照表により、責任準備金が監督庁により認可された基礎書類の計算根拠および原則に従って計算されていることを確認すればよかったのに対し、責任アクチュアリーの行う保険数理の確認は、責任準備金の計算が法律上の規定と合致していることを確認しなければならない点で異なるといわれている<sup>57</sup>。

保険数理の確認の内容については、「保険数理の確認および責任アクチュアリーの説明報告に関する命令」(Verordnung über die versicherungsmathematische Bestätigung

<sup>56</sup> 政府草案では、会計監査人の確認 (商法322条) と同じ表現とされていたが、混同を避けるために「保険数理の確認」に変更されたといわれている。Schroer, 注 (2) S. 115; Brömmelmeyer, 注 (3) S. 61.

<sup>57</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 62; Schroer, 注 (2) S. 116.

<sup>58</sup> 生命保険では、責任アクチュアリーは、新契約に関しては、貸借対照表上負債である責任準備金が商法341f条ならびに VAG65条1項に基づき発布される法令、とくに DeckRV の遵守を確認する必要があり、旧契約(1994年7月29日以前に締結された契約。VAG11c条参照)に関しては、最後に認可された基礎書類に従って計算されていることを確認しなければならないといわれている。Schroer, 注(2)S. 116.

und den Erläuterungsbericht. Aktuars V) において詳細な規制がある<sup>58</sup>。

#### 2. 公認会計士の確認との関係

保険数理の確認は、保険企業の監査に関する商法341k条の規定により影響を受けないものとされている(VAG11a条3項2号2文)。商法341k条の規定によれば、保険企業は、その規模と関係なく、年度決算書および事業報告書ならびにコンツェルン決算書およびコンツェルン事業報告書について、第2節第2款(商法316条~324条)の規定に従い監査を受けなければならないとされている。この監査は会社が選任した会計監査人(Abshlußprüfer)により行なわれることから(商法316条1項、318条1項)、とくに年度決算書について会計監査人の監査と責任アクチュアリーの吟味との関係が問題となる。しかし、後者は前者により影響を受けないとされているため、一方で責任アクチュアリーは、会計監査人が吟味していない記載事項を自己の任務遂行の根拠とすることができないと同様に、他方で会計監査人もまた、責任アクチュアリーの証明書(Testat)によりとらえられた貸借対照表の作成過程を独自に吟味しなければならないと解されている59。要するに、保険数理の確認は、会計監査人の確認(商法341k条、322条1項)に反しても行なうことができる別個独立のものであるといえる60。

#### 3. 報告義務

責任アクチュアリーは、取締役会への報告において、どのような計算原則およびその他の仮定が保険数理の確認の根拠とされているかを説明しなければならない (VAG11a 条 3 項 2 号 3 文)。説明報告の内容、範囲および提出期限については、AktuarV において詳細に規制されている $^{61}$ 。報告は、取締役会が保険数理の考え方の骨格をなぞることができる態様でなされなければならないため、まずは保険数理の確認の付与に先行して行われた各作業手順を説明する必要があるといわれている $^{62}$ 。ただし、その本来の目的は監督庁の情報の入手にあることから、取締役会は年度決

<sup>59</sup> Schroer, 注 (2) S. 117.

<sup>60</sup> Brömmelmeyer, 注(3) S. 63.

<sup>61</sup> 説明報告書に関する AktuarV 6 条の規定の内容については、注(6)参照。Schroer, 注(2) S. 119によれば、説明報告の重点は、責任準備金の具体的な計算の説明およびその根拠とされた個々の考え方の要素(Denkelement)であるという。

<sup>62</sup> Prölss, 注 (40) §11a Rdnr. 16.

算書の作成後遅滞なく監督庁に保険数理の確認に関する説明報告書を提出しなければならない(VAGlla 条 4 項 2 号、AktuarV7条)。この情報規制を通じて、監督庁は、たとえばすべての義務の継続的履行可能性が害されるおそれや支払余力の不十分な補填が明らかとなったときは、適時の介入の機会を与えられることになる。また、説明報告は、責任アクチュアリー自身の信頼性および専門適格性の評価にとっても重要なものである $^{63}$ 。

#### 4. 通知義務

責任アクチュアリーは、その任務の遂行に当たり、保険数理の確認ができないかまたは限定的にしかできないときは、その旨を取締役会に通知し、取締役会が責任アクチュアリーにより指摘された異議を遅滞なく是正ないし除去しないときは、直ちに監督庁に通知しなければならない(VAG11a条3項3号1文)。もっとも、責任アクチュアリーが監督庁に通知する場合には、事前にその旨を取締役会にもまた知らせなければならないと解されている $^{64}$ 。

この監督庁への通知義務を認めることには強い反対があり、取締役だけが責任アクチュアリーに選任されるのではないかが懸念されたといわれている<sup>65</sup>。このような事態になれば、企業利益が過度に重視され、監督庁への通知義務の規制の実効性が失われるのではないかが懸念されたことが指摘されている<sup>66</sup>。ただ、実際上この種の通知が問題となるのは稀であり、この通知義務の意義は取締役会をして責任アクチュアリーの見解に注意を払わせることにあるといわれている<sup>67</sup>。

これと関連して、責任アクチュアリーがこれ以外に通知義務を負うかどうかが問題となる。つまり、一般に、責任アクチュアリーが明白な欠陥の存在を認識しているが、企業がそれを除去しない場合でも、その旨を監督庁に通知する義務がないかということである。責任アクチュアリーは、企業との契約上の誠実義務および密告禁止(Denunziationsverbote)に基づき守秘義務を負っていることから、通知義務を否定する見解が見られた<sup>68</sup>。しかし、この問題は2004年の改正により立法により解

<sup>63</sup> Schroer, 注 (2) S. 119.

<sup>64</sup> Schroer, 注 (2) S. 121.

<sup>65</sup> Schroer, 注 (2) S. 121.

<sup>66</sup> Rappich, VersR 1996, S. 417.

<sup>67</sup> Schroer, 注(2) S. 121.

<sup>68</sup> Schroer, 注 (2) S. 121.

決されている。すなわち、責任アクチュアリーは、職務遂行にあたり、「企業の存立を危うくする」かまたは「その発展を著しく損なう」事実を確認したときは、取締役会および監督庁に通知しなければならないこととされている(VAGlla条3項3号2文)。

# V 剰余配当の提案

#### 1. 剰余配当の提案権

責任アクチュアリーは、剰余配当権付保険契約について、取締役会に対し妥当な 剰余配当を提案しなければならない(VAG11a 条 3 項 4 号)。剰余の実際の分配に ついては、取締役会および監査役会に責任があるが(VAG56a 条)、その提案権が 責任アクチュアリーにあることから、剰余配当の鍵を握る重要ないし指導的人物(Schlüsselfigur)と呼ばれている $^{69}$ 。

### 2. 妥当な剰余配当の基準

剰余配当は、当事者の合意、保険契約者の正当な期待および監督法上の一般原則、すなわち「生命保険における最低配当に関する命令」(ZRQuotenV.)、平等扱い原則(VAG 11条 2 項)および利源別剰余配当原則(Grundsatz natürlicher Überschußbeteiligung)と合致する場合に、「妥当」であると解されている<sup>70</sup>。

# (1) 当事者の合意

VAG10条 1 項 7 号によれば、普通保険約款(Allgemeine Versicherungsbedingung. AVB)は、保険契約者が剰余に参加する際の原則および基準に関する完全な記載を含まなければならない。したがって、生命保険契約の AVB が妥当な剰余配当の法的根拠ないし基準となる<sup>TI</sup>。責任アクチュアリーは、当事者の合意、つまり AVB の剰余配当条項に基づいて剰余配当を具体化する必要がある。AVB で確定された原則および基準は、契約による合意ごとに剰余への異なる参加を要求できる固有の評価基準である。ただし、剰余配当条項が保険契約者に不当に不利益をもたらすときは普通取引約款規制法(Geseta zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen. AGBG)

<sup>69</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 210; Prölss, 注 (14) §11a Rdnr. 31.

<sup>70</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 241.

<sup>71</sup> Brömmelmeyer, 注(3) S. 212.

9条1項により効力を生じないことから、この場合には当該剰余配当条項は VAG11a条3項4号の意味における妥当な剰余配当の基準とはみなされない。ドイ ツ生命保険協会は、とくに積立型生命保険について拘束力のない標準約款<sup>72</sup>を作成 しており、この剰余配当条項が企業実務で広く使用されているといわれている<sup>73</sup>。

# (2) 保険契約者の正当な期待

責任アクチュアリーは、剰余配当の提案に当たり、募集(Werbung)および契約締結の話し合いの過程で生じた保険契約者の期待(Erwartung)を考慮しなければならないと解されている $^{74}$ 。もっとも、この期待が一定のモデル計算または消費者情報(VAG10a条1項、Anl. D Abschnitt I Nr. 2a) $^{75}$ に基づく場合に限られると解されている $^{76}$ 。したがって、募集や契約交渉の中で保険代理人等により生ぜしめられた剰余配当への保険契約者の過大な個人的期待は考慮されなく、また平等扱い

- (1) 保険契約者の剰余参加のための原則および基準
  - (a) 剰余は、主として投資の収益から生じます。保険契約者は、将来の保険給付のために予定されているものの投資(資産運用)の純利益の中から、最低でもこの命令(ZRQuotenV)において定める百分率で取得する。現行法令では90%である。この金額から、まず最初に、保証された保険給付の資金調達のために必要な利子が補填される(令1条2項)。私たちは、その残りの資金を保険契約者の剰余配当のために使用する。その他の剰余は、死亡率および費用が料率計算にあたり仮定されたものよりも低い場合に生ずる。この剰余についてもまた、保険契約者は上記命令に従い参加する。
  - (b) 異なる保険種類は異なって剰余に寄与する。したがって、私たちは、同種の保険を群団にまとめている。私たちは、たとえば死亡または職業不能リスクのような保険リスクを考慮するために、利益群団を作る。個々の群団における保険契約者のための剰余の分配は、その群団が剰余の発生にどの程度寄与したかに従って行なう。
- (2) あなたの契約の剰余配当のための原則および基準
  - (a) あなたの保険がどの群団に所属するかについては、あなたは保険証券で知ることができる。あなたの保険は、この所属と関連して毎年剰余配当を受ける。私たちは、配当率についてあなたが要求できる私たちの事業報告書において開示する。
  - (b) その他の説明ならびに保険数理の指示について、あなたは、保険約款の補遺において知ることができる。
- 74 Schroer, 注 (2) S. 126; Brömmelmeyer, 注 (3) S. 213.
- 75 VAG10a条1項1文によれば、保険企業は、保険契約者が自然人である場合には、消費者情報において、保険関係にとって重要な事実および権利を契約締結前および契約期間中、別表 D の基準に従って知らせる義務があり、別表 D (消費者情報) Abschnitt I 2a は、保険契約締結前に提供されるべき情報の一つとして、剰余の確認および剰余の配当のために適用される計算原則および基準を定めている。
- 76 Brömmelmeyer, 注 (3) S. 214.

<sup>72</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 219.

<sup>73 2006</sup>年版の積立型生命保険普通保険約款(Allgemeine Bedingungen fur die kapitalbildende Lebensversicherung. ALB/Fassung Mai 2006)2条の規定は次のように定める。 「第2条 あなたは剰余にどのように参加するか? 私たちは、あなたおよび他の保険契約 者に、毎年私たちの年度決算書で確定される剰余に参加させます。

 $(VAG11 \& 2 \ \ q)$  の理由からも考慮することはできないと解されている $^{77}$ 。さらに、保険企業が将来履行できない剰余配当の期待を生ぜしめる場合は、保険契約者の正当な期待は、監督法上要求される剰余配当の資金調達可能性を欠くことになる。したがって、責任アクチュアリーは、商品設計だけでなくマーケッティングにもまた関与し、かつ、当該企業が十分慎重に選択した実例計算(Beispielsrechnung)を使用して、見込まれるリスク、費用および資本市場の状況に照らして支払うことができない剰余配当は約束できないことに配慮しなければならないといわれている $^{78}$ 。

#### (3) 保険監督法上の原則

① ZRQuotenV1条 1 項の規定によれば、保険企業は、配当準備金の十分な最低補給を保証するために、新保有契約の剰余配当権付契約を、損益源(Ergebnisquellen)が積極であるかぎり、死差益(Riskoergebnis)、利差益(Kapitalanlageergebnis)、費差益(Kostenergebnis)およびその他の収益に参加させなければならない。VAG11a条3項4号にいう妥当な剰余配当はこのことを当然の前提とするものであるから、責任アクチュアリーは ZRQuotenV の原則に拘束されることになる79。したがって、配当準備金への最低補給は、剰余配当権付契約に割り当てられる投資収益からの直接配当(Direktgutschrift)および退職年金引当金(Pensionsrückstellung)の利息を除いた予定利息(rechnungsmäßige Zinsen)を控除して、投資収益の100分の90を下回ってはならないことになる(ZRQuotenV1条2項1文)。これに反して補給が行なわれない場合には、VAG81c条1項により保険契約者の利益を害する欠陥が存することになり、監督庁は、VAG81条2項1文により欠陥是正のために有用かつ必要な措置を命ずることができると解されている80。もっとも、補給それ自体についての法的責任は責任アクチュアリーではなく、取締役会が負うと解されている(VAG56a条1文参照)81。

# ②利源別剰余配当の原則(natürlicher Übershußbeteiligung)

剰余配当方式は、それが技術的に可能であるかぎり、個々の契約が成果に寄与した寄与分(Beitrag)に応じて配当する場合に妥当なものとなると解されている $^{82}$ 。判例も

<sup>77</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 214.

<sup>78</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 214.

<sup>79</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 215.

<sup>80</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 215; Schroer, 注 (12) S. 124.

<sup>81</sup> Schroer. 注 (2) S. 125.

<sup>82</sup> Fahr/Kaulbach/Bähr, VAG 4 Aufl., 2007, §11a Rdnr. 28.

また、保険企業が配当準備金に組み込んだ剰余を利源公平(Verursachungsgerechtigkeit)に配当しない場合には、保険契約者の利益が十分守られることにはならないと判示している8°。

利源公平な剰余配当とは、あるリスクが他の保険契約と比べて著しく異なって剰余の発生に寄与している場合には、責任アクチュアリーは、同種のリスクを保有契約群団(Bestandsgruppen)および配当計算団体(Gewinnverbänd)にまとめて、その寄与度に応じて配当しなければならないということである。この配当方式によらない場合には、剰余配当が不平等扱いとして VAG11条 2 項に反するだけでなく、利源公平の原則にも反することになる $^{84}$ 。したがって、責任アクチュアリーは、剰余の発生についての具体的な寄与を確認するために、各保有契約群団ごとに独自の損益計算書(Gewinn-und Verlustrechnung)を作成しなければならないといわれている $^{85}$ 。

# ③安定性(Stetigkeit)

保険契約者の剰余配当のために決定された金額は、それが保険契約者に直接配当 (Direktgutschrift) されないかぎりで、配当準備金に組み込まれ、かつ、原則として保 険契約者の剰余配当のためだけに使用できる (VAG56a 条 3 文・4 文)。したがって、配当準備金は特別の保険契約準備金であるが(商法341e 条 2 項 2 号、RechVersV28条 1 項)、保険契約者の個人的な支払請求権を根拠づけるものではないと解されている<sup>86</sup>。この配当準備金制度の趣旨は、保険者の収益状況の変動が予測されることから、剰余配当の安定性の確保にあると解されている<sup>87</sup>。その目的は、保険契約の継続的履行可能性でなく、保険契約者の経済的利益の保持であるといわれている<sup>88</sup>。それゆえ、VAG81c条(生命保険における欠陥)は、本来、継続的財務監督(VAG81条 1 項 5 文)でなく、継続的なその他の監督(同81条 1 項 4 文)に属すると解されている<sup>89</sup>。

なお、VAG56a 条 5 文によれば、保険企業は、保険契約者の利益において緊急事態を回避するために、監督庁の同意をもって、例外的に配当準備金を使用できることとされている。

<sup>83</sup> BVerwG, Vers. R1990, 73 = NJW 1990, 1003; Prölss, 注 (43) §81c Rdnr. 1.

<sup>84</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 215.

<sup>85</sup> Brömmelmeyer, 注(3) S. 215.

<sup>86</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 208; BGHZ87, 354; BGH VersR 1990, 73.

<sup>87</sup> Brömmelmeyer, 注 (3) S. 209.

<sup>88</sup> Prölss, 注 (43) §81c Rdnr.7; Schroer, 注 (2) S. 124.

<sup>89</sup> Prölss, 注 (43) §81c Rdnr.7.

#### ④平等扱い原則

保険料および給付は、同一の条件があるときは同一の原則に従ってのみ計算されなければならない(VAG11条2項)。この平等扱い原則は剰余配当にも適用されると解されている<sup>90</sup>。責任アクチュアリーは、保険契約者群団および配当計算団体の形成にあたり、保険料表(Tarif)を作成する場合と同様に、保険技術のリスク基準に基づいて区分しなければならなく、実質的に不合理な剰余配当となる恣意的な区分は、平等扱い原則に反することになる。

# VI おわりに

以上、ドイツ保険監督法における責任アクチュアリーの主要な任務についてその概要を考察してきた。日本の保険業法においても、保険会社の財務の健全性の確保のために保険計理人制度の規整がある(120条~120条の2)。この制度については保険会社のガバナンスのあり方の観点からその見直しが議論されている<sup>91</sup>。本稿が保険計理人制度の発展に少しでも寄与するものであれば幸いである。

\*本稿は、平成17年度科学研究費補助金基盤研究 C の研究の成果である。

(人文社会科学研究科教授)

<sup>90</sup> Schroer, 注(2) S. 126; Brömmelmeyer, 注(3) S. 217; Prölss, 注(43) §11a Rdnr.31. 91 出口正義「ドイツ保険監督法における責任アクチュアリーの法的地位」筑波法政37号

<sup>(2004) 3</sup> 頁以下参照。